



令和6年11月19日

各位

会社名 新日本製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 孝洋
(コード番号：4931 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 COO 福原 光佳
(TEL. 092-720-5800)

取締役に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の廃止
及び業績連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）制度の導入
に関するお知らせ

当社は、令和6年11月19日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度（以下、「本PSU制度」という。）を廃止し、これに代わる当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度として業績連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）制度（以下、「本RS制度」という。）の導入、及び本RS制度に関する議案を令和6年12月19日開催予定の第36回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本PSU制度の廃止について

当社は、本株主総会に本PSU制度の運用廃止及び取締役に対する本RS制度の導入についての議案を付議し、かつ、これが承認可決されることを条件として、本PSU制度の運用を本株主総会終結の時をもって将来に向かって廃止し、本PSU制度の業績評価期間である令和6年9月期から令和8年9月期までのうち、すでに終了した令和6年9月期までの業績に対応した株式については株式報酬規程（パフォーマンス・シェア・ユニット）の定めに従い、令和8年9月期の終了後に支給することとし、以降の期間については株式を支給しないことといたします。

2. 本RS制度の導入目的及び導入条件について

(1) 本RS制度の導入目的

本RS制度の導入は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役が株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的としております。

(2) 本RS制度の導入条件

本RS制度は、対象取締役に対して当社普通株式の割当てのための金銭報酬債権（以下、「現物出資対象金銭報酬債権」という）を支給し、当該現物出資対象金銭報酬債権の現物出資により当社普通株式を交付することとなるため、本RS制度の導入は本株主総会において当該報酬を支給することにつき、株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の株式報酬制度は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、役員退職慰労金に代わる株式報酬制度であるリストラクテッド・ストック制度（以下、「退職慰労型RS制度」という）として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額30百万円以内、発行又は処分

される当社の普通株式の総数は年 15,000 株以内と決議いただいております。また、業績連動型株式報酬制度である本 PSU 制度として取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する普通株式付与のための報酬限度額を金銭報酬額とは別枠で、対象期間である 3 事業年度ごとに当社普通株式 60,000 株に交付時株価を乗じた額以内と決議いただいております。

このたび、上記の本 PSU 制度の運用を将来に向けて廃止し、金銭報酬枠とは別枠にて対象取締役に対して本 RS 制度を導入し、譲渡制限付普通株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数を退職慰労型 RS 制度と合わせて年 75,000 株以内とすることとし、譲渡制限付普通株式付与のための金銭報酬債権の総額を当社普通株式 75,000 株に交付時株価を乗じた額以内とすること、及び対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

3. 本 RS 制度の内容について

(1) 本 RS 制度の概要

本 RS 制度は、取締役会があらかじめ定める原則として 1 事業年度または 3 事業年度（以下、「業績評価期間」という）における業績目標の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当てるものです。

対象取締役に対して支給されることとなる金銭報酬債権の額については、交付株式数に交付時株価を乗じることにより算定されます。

（注 1）「交付株式数」とは、対象取締役の役位に応じて決定される株式数に、業績評価期間の業績目標の達成度合いに応じた支給率を乗じて算定されます。

（注 2）「交付時株価」とは、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする。

(2) 譲渡制限

対象取締役は、5 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。（以下、「譲渡制限」という）ただし、譲渡制限期間については当社の取締役会が指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとします。

(3) 無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に退任した場合又は法令もしくは当社の内部規程の違反等一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定める）に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得することとします。

(4) 譲渡制限の解除

上記 (2) の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告、又は確定に係る定時株主総会の開始日までの期間（以下、「本対象業務提供期間」という）継続して当社、又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が上記 (3) に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて、合理的に調整するものとします。

(5) 余剰株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(4)の定めに基づき、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 組織再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて、合理的に定める一部の本割当株式について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

以 上